

政府の犯罪対策に関する取組について

犯罪対策閣僚会議

(15年9月2日設置)

主宰:内閣総理大臣 構成員:全閣僚

総合的な犯罪対策の企画立案・総合調整・推進
広汎かつ強力な企画立案・調整機能が必要となる課題への対応

連携

必要に応じて
合同会議を開催

進捗状況等について
犯罪対策閣僚会議に報告

連携

犯罪対策閣僚 会議の下に設置

暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム
議長 内閣官房内閣審議官
構成員 内閣官房 内閣府、警察、金融、総務、
法務、財務、文科、厚労、農水、経産、
国交、海保、環境、防衛の担当課長クラス
〔二年七月二十一日設置〕
〔九年七月三十日一部改正〕

官民連携した安全・安心なまちづくりの
全国展開に関するワーキングチーム
議長 内閣官房内閣審議官
構成員 内閣官房 警察、総務、法務、文科、
厚労、経産、国交、海保の担当課長クラス
〔六年二月二十四日設置〕

犯罪対策にも配慮した 施策の推進

都市再生本部(二年五月八日設置)
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(地方再生)、国土交通大臣
本部員 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

青少年育成推進本部(五年六月十日設置)
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(青少年育成)、
文部科学大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、厚生労働大臣、
他のすべての国務大臣

犯罪対策のうち特定の課題につき、 専門的・継続的な検討、対策の推進

銃器対策推進本部(七年九月一九日設置)
本部長 内閣官房長官
副本部長 内閣府特命担当大臣(銃器対策)、国家公安委員会委員長
本部員 内閣官房副長官補、内閣広報官ほか、内閣府、警察、総務、法務、
外務、財務、水産、経産、国交、海保、環境の担当局長クラス

薬物乱用対策推進本部(九年一月一七日設置)
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(薬物乱用対策)、
国家公安委員会委員長、法務大臣、財務大臣、文科大臣、
厚労大臣、国交大臣
本部員 総務大臣、外務大臣、経産大臣

国際組織犯罪等 国際テロ対策推進本部
本部長 内閣官房長官
副本部長 国家公安委員会委員長
本部員 内閣官房、法務、外務、財務、厚労、経産、国交省の各副大臣
〔三年七月十日設置〕
〔六年八月二十四日改組〕

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議(六年四月五日設置)
議長 内閣官房副長官補(外政、内政)
構成員 内閣府、警察、法務、外務、厚労の担当局長クラス

犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議
議長 内閣官房副長官補
構成員 内閣官房、内閣府、警察、総務、法務、文科、厚労、
農水、経産、国交の担当局長クラス
〔七年二月一三日設置〕

「テロの未然防止に関する行動計画」
(16年12月10日 決定)

「人身取引対策行動計画」
(17年12月7日 決定)

「犯罪から子どもを守るための対策」
(17年12月20日 決定)
(18年12月13日 改定)
(19年12月14日 改定)

「安全・安心なまちづくり
全国展開プラン」
(17年6月28日 決定)